

新型コロナウイルス感染症は、企業活動全般にも影響を与えており、今後も相当期間影響が継続すると予想されている。5月下旬に全国的に緊急事態宣言は解除されたが、今後、感染が再拡大すれば再度緊急事態宣言が発令される可能性もあり、また、これから数カ月から数年の間は、「withコロナ」として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながら企業活動を営むことになりそうである。新型コロナウイルス感染症は企業の取引関係にも影響を与えるため、取引関係についての法務・税務の対応を考えていきたい。

なお、本稿は2020年6月12日時点の情報をもとに当職の私見をまとめたものである。新型コロナウイルス感染症対策については、感染状況などに応じて検討すべき事項が変化し、また、官公庁からガイドライン等が頻りに公表されるため、最新の情報をもとに検討されたい。新型コロナウイルス感染症に対しては、当面の間は手探りで対策を検討しなければならない状況が続くと思われる。社内各部署から事情を聴取し、また、弁護士、税理士、公認会計士など各分野の専門家に意見を照会しながら対応することが望ましい。

第1章 「契約自由の原則」「寄附金該当性」とは コロナ禍関連取引の全体像 と法務・税務の基礎知識

宜参照されたい。

【この章のエッセンス】

● 新型コロナウイルス感染症の企業活動に与える影響を各ステークホルダー（株主、投資家、取引先、債権者、従業員等）との関係において考えると整理しやすい。

● 取引関係においては、業務委託契約など、賃料減額への対応、納期遅れなどの債務不履行、取引先支援

などが問題になる。

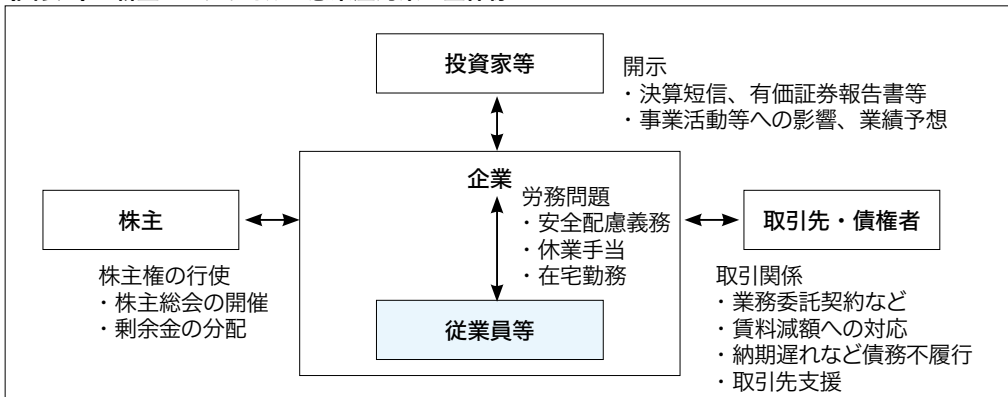
● 法務面では、契約自由の原則により、当事者間の合意によって自由に契約を締結することができ、合意がない場合には民法などを適用して考えることになる。

● 税務面では、賃料減額や低利での取引先への融資などにおいて、寄附金該当性が問題になる。国税庁からFAQが出されているため適

新型コロナウイルス感染症の企業活動への影響の全体像

企業をめぐるステークホルダーとして、取引先・債権者、株主、投資家、従業員などが考えられるが、

(図表1) 新型コロナウイルス感染症対策の全体像



新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響は、それぞれのステークホルダーとの関係にさまざまな影響を与えている(図表1参照)。取引先や債権者との関係では、納期遅れなど債務不履行や、業務委託契約等にかかる委託業務の縮小と業